■ コラム 留意事項等について

■訪問リハビリテーションの見直しまたは新設加算の関連

	項目	単位/日・月	算定期間	備考
1	短期集中リハビリテーション	200 単位	退院(退所)日また	①と②または③はセットで算定
	実施加算	/日	は認定日から3月	
			以内	
2	リハビリテーションマネジメン	60 単位	算定要件を満たし	(1) リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価
	ト加算 I	/月	た期間※②と③は	し、必要に応じて計画を見直し。
			併算定不可	(2) 介護支援専門員を通じて、訪問介護、その他の居宅
				サービス事業所従業者に対し、日常生活上の留意点、介
				護の工夫等の情報を伝達。
3	リハビリテーションマネジメン	150 単位		(1) リハビリテーション会議を開催し、情報共有。会議の
	ト加算Ⅱ	/月		内容を記録。
				(2) 計画を、医師が利用者または家族に説明し、利用者
				の同意を得る。
				(3)3 月に1 回以上、リハビリテーション会議を開催し、計
				画を見直し。
				(4) 必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する
				情報提供。
				(5) 以下のいずれかに適合。
				① 訪問介護等の居宅サービスに係る従業者と利用者の
				居宅を訪問し、当該従業者または家族に対し、介護のエ
				夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助
				言。
				②居宅を訪問し、家族に対し、リハビリテーションに関す
				る専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常
				生活上の留意点に関する助言。
				(6)(1)から(5)までに適合することを確認し、記録。
4	社会参加支援加算	17 単位	【評価対象期間】	①通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所
		/目	1月1日~12月31	介護、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行者数 5%
			日	以上。②リハビリテーション終了日から 14 日~44 日間に
			【届出】	居宅訪問または情報提供を得て移行者が 3 ケ月以上継